

貸借契約書 (案)

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 案件名称 | 淀川水系土地改良調査管理事務所 複合機賃貸借（ |
| 2 | 案件内容・仕様 | 仕様書のとおり |
| 3 | 契約金額（税込み） | 金 円 （内訳別紙のとおり）
（うち消費税及び地方消費税の額 金 円） |
| | （月額賃貸借料） | 金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 金 円） |
| 4 | 賃貸借期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |
| 5 | 納入場所・設置場所 | 仕様書のとおり |
| 6 | 契約保証金 | 免除 |
| 7 | 備考 | |

標記の案件について、発注者と受注者との間に、標記各項及び次の契約条項によって賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 京都府京都市伏見区桃山町永井久太郎 5 6
氏 名 分任支出負担行為担当官
近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所長

受注者 住所
氏名

(契約の目的)

第1条 受注者は、この契約に定める条項に従い受注者の所有物である物件を発注者の使用に供するものとし、発注者はその給付の対価としてその代金を支払うものとする。

(契約保証金)

第2条 契約保証金は、免除する。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(仕様書等の疑義)

第4条 受注者は、仕様書等に疑義がある場合には速やかに発注者に通知し、その指示を受けなければならない。

(再委託)

第5条 受注者は、本契約を履行するにあたって、本契約の全部を一括して、又は主たる部分を再委託してはならない。なお、主たる部分とは、本契約における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

2 受注者は、本契約の履行において、本契約の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性について記載した書面を発注者に提出し、発注者による承認を受けなければならない。なお、原則として契約金額に占める再委託金額の割合は50パーセント以内とする。

3 再委託の事項を変更する場合についても、前項の規定を準用する。

(物件の使用・管理)

第6条 発注者は、善良なる管理者の注意をもって物件を管理するものとする。

2 受注者は、発注者が故意又は過失（物件の通常の取り扱い上の軽過失を除く）により物件に損傷を与えた時は、発注者に対しその賠償を請求することができる。

3 発注者は、事前に書面により受注者の承認を得た場合を除き、物件を譲渡若しくは転貸してはならない。

(保 険)

第7条 受注者は、物件について契約期間中受注者を被保険者とする動産総合保険契約を締結し、その費用を負担するものとする。

2 発注者は、動産総合保険契約に基づく保険事故が生じたときは、直ちに受注者に通知するものとする。

3 発注者は、保険事故により保険会社から支払われた保険金の限度内において、前条第2項に定める受注者に対する賠償金の支払義務を免れるものとする。

(検 査)

第8条 発注者が検査のために任命した者（以下、「検査職員」という。）は、毎月の使用が完了したときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。

2 受注者は、発注者から前項の検査への立ち会いを求められた場合には、検査に立ち会わなければならない。

3 受注者は、前項に定める場合のほか、検査職員の実施する検査に立ち会うことができる。

4 受注者が検査に立ち会わない場合は、検査職員は単独でその検査を行い、その結果を受注者に通知するものとする。この場合、受注者は検査結果について異議を申し立てることはできない。

5 検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。

(賃貸借料の請求及び支払い)

第9条 受注者は、前条に定める検査職員の検査に合格したときは、頭書に定める代金の月額（以下「月額代金」という。）を毎月所定の手続きにより、発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項に定める適正な請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第10条 発注者は、約定期間内に代金を受注者に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した金額を、遅延利息として受注者に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の遅延利息の額が100円未満であるときは支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第11条 国庫債務負担行為に係る契約において、各会計年度における代金の支払の限度額は、次のとおりとする。

令和8年度 円

令和9年度 円

令和10年度	円
令和11年度	円
令和12年度	円

(物件の移動等)

第12条 発注者は、物件の設置場所の変更又は現状の変更を行うときは、事前に受注者に通知するものとし、必要な費用は発注者が別に負担するものとする。

(他の機械器具の取付け)

第13条 発注者は、物件に他の機械器具を取り付ける必要が生じたときは、あらかじめ書面をもって受注者に協議するものとする。

2 前項による他の機械器具の取付けは発注者の指示するところに従い、受注者が実施するものとする。

3 前項による他の機械器具の費用及び搬入費用等は、発注者の負担とする。

(物件の返還)

第14条 この契約が期間満了、契約解除等により終了したときは、発注者は他の機械器具を取り外して、物件を受注者に返還するものとする。なお、物件を返還した後の旧設置場所の修復に要する費用は、発注者が負担するものとする。

2 物件の返還に要する荷造り及び運送の費用は、受注者が負担するものとする。

3 令和12年3月1日以降に発注者の都合により物件の使用を取りやめる場合は、前2項に定めるところに準じて対応するものとし、残期間に相当する賃貸借料については契約変更の対象とはしないものとする。

(契約不適合責任)

第15条 発注者は、履行された業務内容が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、業務内容の修補による履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約の変更)

第16条 発注者は、契約期間が完了するまでの間において、仕様書等を変更することができる。

2 発注者は仕様書等を変更する場合には、受注者と協議しなければならない。

3 契約金額の変更が行われる場合には、受注者は当該変更に関する見積書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(事情の変更)

第17条 発注者並びに受注者は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(秘密の保持及び情報セキュリティの確保)

第18条 受注者は、この契約の履行に従事する者（本条を除き従事した者を含む。以下「従事者」という。）を発注者の設置場所に立ち入らせる場合は、当該従事者に身分証明書を携行させなければならない。

2 受注者は、発注者から情報が記録された物件その他の情報機器の引き渡しを受けた場合は、その内容が復元できないようにしなければならない。

(個人情報等に関する秘密保持等)

第19条 受注者及び従事者は、この契約の履行にあたって知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）、ネットワーク及びシステムの構成に関する情報、物件に記録された情報、並びに発注者の事務又は事業に関するその他の情報（以下「個人情報等」という。）を契約の履行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

2 受注者及び従事者は、保有した個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 前2項については、この契約の履行が完了した後においても同様とする。

(個人情報等の複製等の制限)

第20条 受注者は、この契約を履行するために保有した個人情報等について、発注者の承認を得た場合以外には、頭書に定める設置場所以外への送信、送付若しくは持ち出し又は複製をしてはならない。

(個人情報等の漏えい等の事案の発生時における対応)

第21条 受注者は、保有した個人情報等について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、発注者に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置、セキュリティ確保のためにとった措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

(履行完了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

第22条 受注者は、この契約の履行が終了したときは、この契約の履行に際し保有した各種媒体に保管されている個人情報等については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、発注者より提供された個人情報等については、返却しなければならない。

(再委託等の条件)

第23条 受注者は、この契約内容の履行に必要な作業の一部を第三者に請け負わせ、もしくは委託する場合は、個人情報等の取扱いに関して必要かつ適切な監督を行い、前4条に規定する発注者に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

(個人情報等に関する秘密保持等に係る解除)

第24条 発注者は、受注者及び従事者が第18条から第23条の規定に違反したときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(発注者の任意解除権)

第25条 発注者は、次条又は第27条の規定によるほか、発注者の都合により必要があるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第26条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 正当な理由なく、履行期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 正当な理由なく、第15条第1項の履行の追完がなされないとき。

三 この契約の履行に関し、受注者又はその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき。

四 前各号に定めるもののほか、受注者がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第27条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 債務の全部の履行が不能であるとき。
- 二 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 五 受注者に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
- 六 受注者が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、受注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

- 一 債務の一部の履行が不能であるとき。
- 二 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第28条 債務の不履行が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第29条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第15条に規定する契約不適合があるとき。
- 二 第24条、第26条又は第27条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 三 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(違約金)

第30条 受注者は、第24条、第26条又は第27条の規定により、この契約の全部又は一部を発注者により解除された場合は、違約金として契約金額（総価）から履行部分に相当する金額を控除した額の100分の10に相当する額を発注者に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りではない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(受注者の解除権)

第31条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第32条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は契約の解除をすることができない。

(受注者の損害賠償請求等)

第33条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第25条又は第31条の規定によりこの契約が解除されたとき
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(談合等の不正行為に係る解除)

第34条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第35条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額（総価）の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 四 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額（総価）の100分の10に相当する額のほか、契約金額（総価）の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- 二 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 三 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第36条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第37条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第38条 受注者は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第39条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第40条 発注者は、第36条、第37条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第36条、第37条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第41条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（秘密の保持）

第42条 発注者及び受注者は、業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。この契約の従事者及び受注者から業務を委託された者も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責を免れない。

（賠償金等の徴収）

第43条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から支払の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延損害金を徴収する。

（解除の効果）

第44条 この契約が解除された場合には、第1条に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が契約期間の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）を検査の上、当該検査に合格した部分に相当する代金（以下「既履行部分代金」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（契約外の事項）

第45条 この契約について定めのない事項及び発注者と受注者との間に紛争又は疑義の生じた事項については、その都度発注者と受注者とが協議して定めるものとする。